## 東日本大震災に対する板橋区災害援護資金貸付要綱

(平成23年6月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区内において、平成23年3月11日の東日本大震災により、 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)第 10条第1項又は同項と同等と認められる被害を受けた世帯であって、その世帯の所 得が法第10条第1項に規定する要件に該当する世帯の区民である世帯主(以下「被 災者」という。)に対し、板橋区災害援護資金(以下「資金」という。)を貸し付ける ことにより、その生活の立て直しを支援することを目的とする。

(対象者)

- 第2条 資金の貸付対象者は、次の各号のいずれかに該当する被害を受けた被災者とする。
  - (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷
  - (2) 家財の3分の1以上の損害
  - (3) 住居の半壊
  - (4) 住居の全壊
  - (5) 住居の全体が滅失又は流失
  - (6) 前各号の要件と同等と認められる程度の被害があって、区長が特別の理由があると認めたもの

(条例による貸付けの優先)

第3条 前条第1号から第5号までのいずれかに該当する貸付対象者は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年板橋区条例第37号。以下「条例」という。)第12条第1項に規定する災害援護資金の貸付けを受けた後、なお資金の貸付けを必要とするときに限り、その貸付けを受けることができる。

(貸付限度額等)

- 第4条 資金の1世帯当たりの貸付限度額は、150万円とする。
- 2 資金の償還期間は、当初の据置期間 6年(厚生労働省が定める被害の程度その他の 事情を勘案して定める場合は8年)を含み 13 年とする。

(利率)

第5条 資金の利率は、据置期間は無利子とし、据置期間経過後は、その利息の延滞の場合を除き、年0.5パーセントとする(保証人を立てる場合にあっては無利子)。

(償還方法等)

- 第6条 資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、資金の貸付けを受けた者は、いっても繰上償還することができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号)第8条、第9条及び第12条の規定を準用する。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、資金の貸付けの手続及び必要な様式類については、条例及び災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年板橋区規則第33号)を準用するものとする。

## (付則)

この要綱は、平成23年3月11日から適用する。

## (付則)

この要綱は、令和元年10月29日から施行する。